

鏡石町新型インフルエンザ等対策行動計画(概要)

令和 8 年 6 月改定

鏡石町

「鏡石町新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要(総論)

当計画は平成 22 年3月に「鏡石町新型インフルエンザ対策行動計画」として策定した。平成 25 年の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の施行を受け、国は「新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下政府行動計画)」を策定し、合わせて福島県が「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下県行動計画)」を策定。それに伴い当町は平成26年12月に「鏡石町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下町行動計画)」を新たに策定した。

今回、過去の感染症危機を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が改定され、令和7年3月の県対策行動計画改定に伴い、政府行動計画及び県行動計画との整合性を図るため、町行動計画の改定を行った。

1 新型インフルエンザ等対策の目的

- ① 感染の拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染の拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等の時間を確保。
 - ・ ピーク時の患者数を少なくして医療の負荷を軽減。
- ② 町民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切換えにより、町民生活及び社会経済の安定を確保。

2 新型インフルエンザ等対策の時期区分

- ・ 改定前の計画では「未発生期」「海外発生期」「県内未発生期(国内発生)」「県内発生早期」「県内感染期」「小康期」と6つの時期に区分していたところを、政府行動計画、県行動計画に合わせ「準備期」「初動期」「対応期」の3つの時期に再編。
- ・ 「対応期」では、「封じ込めを念頭に対応する時期」「病原体の性状等に応じて対応する時期」「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」とし、それぞれの時期に応じた対策を講じる。

3 新型インフルエンザ等対策における留意事項

- ・ 訓練等を通じた普段の点検・改善や、迅速な初動体制の整備など、平時の備えの整理や充実を進める。
- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- ・ 基本的人権の尊重に留意し、偏見・差別による人権侵害の防止に取り組むとともに、行動制限等の自由・権利に制限を加える場合には、必要最小限のものとし、町民等への十分な説明を行う。

「鏡石町新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要(総論)

4 実効性確保のための取組

- ・ 本町行動計画に掲げる対策等の取組状況の進捗管理を行い、医師会等の意見を聴きながら定期的なフォローアップを行う。
- ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び県行動計画の見直し等を踏まえ、本町行動計画の必要な改定を行う。

5 対策項目

- ・ 新型コロナへ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等対策の目的を達成するため、以下の 8 項目を設定。
①実施体制、②情報提供・共有、リスクコミュニケーション、③まん延防止、④予防接種、⑤医療、⑥保健、⑦物資、
⑧町民生活及び社会経済の安定の確保

6 対策項目に共通する横断的視点

(1)人材育成

感染症危機管理における対応能力の向上のため、訓練・研修等を通じた幅広い人材の育成に取り組む。

- ・ 県立医科大学や医師会・看護協会等関係機関と連携した人材の育成・確保
- ・ 職員を対象とした研修・訓練による感染症有事体制を構成する人員の育成

(2)国、県、他市町村及び関係機関の連携

感染症に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等のため、平時から国、県、他市町村、関係機関の連携体制を整備する。

- ・ 平時から意見交換や共同の訓練等を実施し、対策の立案・実施に当たっての連携体制を確認・改善
- ・ 自治体の境界を越えた人の移動、感染の広がり等を踏まえた広域的な連携体制・ネットワークの構築

(3)DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

国の DX 推進の取組を踏まえ、業務負担の軽減や関係者の連携強化に向けて必要な環境整備等に取り組む。

- ・ 予防接種事務のデジタル化・全国ネットワークの構築に向けた標準化
- ・ 将来的な電子カルテと発生届の連携による医療機関の負担軽減

「鏡石町新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要(各論)

	準備期	初動期	対応期
①実施体制	・政府行動計画及び県行動計画改定や医師会等での議論・意見を踏まえた町行動計画の変更 ・業務継続計画の策定・変更 ・新型インフルエンザ等の発生に備えた職員等の養成や訓練の実施	・必要に応じ新型インフルエンザ等対策本部の設置 ・必要な人員体制強化の対応 ・対策に要する経費に対する所要の準備	・緊急事態宣言がなされた場合における対策本部の設置
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・新型インフルエンザ等発生前における町民への情報提供・共有 ・県との感染状況等の情報提供・共有 ・リスクコミュニケーション(適切なリスク対応のための多様な関与者による情報や意見のやり取り)の体制整備	・県や関係団体等との情報提供・共有 ・リスクコミュニケーション体制の強化	・町民に対し必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションの実施 ・リスク評価に基づく情報収集・分析結果の情報提供
③まん延防止	・新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容とその意義の周知広報 ・町民一人一人の協力の重要性や対策強化についての理解促進	・業務継続計画に基づく対応の準備	・町民に対する感染対策の徹底や、事業所に対するテレワーク等の協力要請
④予防接種	・必要となる資材の確保方法等について確認 ・ワクチンの流通に係る体制の整備 ・人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な準備、訓練	・ワクチン接種に係る情報収集・共有 ・副反応を含めた接種に関する相談対応体制の整備、相談窓口の周知 ・接種体制の構築	・ワクチン等の流通体制の構築 ・特定接種、住民接種の実施 ・ワクチンの安全性や副反応疑いに関する情報収集・提供

「鏡石町新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要(各論)

	準備期	初動期	対応期
⑤医療	・医療機関等との連携を図り、医療提供体制の確保を行うことについて協議し、対応を準備	・医療提供体制や医療機関への受診方法等の周知	・相談センター及び発熱外来の一覧等、受診方法等について周知
⑥保健	・県及び関係機関との連携体制の構築	→	・県が実施する健康観察及び生活支援への協力
⑦物資	・感染症対策物資等の備蓄、定期的な状況確認	→	・備蓄物資等の供給に関する国や県、関係機関等との相互協力
⑧町民生活及び社会経済の安定の確保	・支援実施に係る仕組みの整備 ・生活支援を要する者への支援等の準備 ・火葬体制の構築	・事業継続に向けた準備等の要請 ・遺体の火葬・安置の体制準備	・新型インフルエンザ等の発生・まん延及びまん延の防止に関する措置により生じる、心身への影響に関する施策の実施 ・生活支援を要する者への支援 ・臨時休業の要請がなされた場合における教育及び学びの継続に関する支援 ・埋葬・火葬の特例等の実施